

令和6年度

尾張福祉相談センター事業概要

愛知県尾張福祉相談センター

目 次

第1 尾張福祉相談センターの概要

- 1 沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 管内の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 組織及び事務分掌・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2 地域福祉課

- 1 生活保護
 - (1) 生活保護制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 生活困窮者自立支援
 - (1) 生活困窮者自立支援制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 生活困窮者自立支援法による事業・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 地域福祉
 - (1) 民生委員・児童委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 児童福祉
 - (1) 保育所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 助産施設への入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (3) 母子生活支援施設への入所・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 5 ひとり親家庭への支援
 - (1) 母子家庭等に対する相談支援体制・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 母子父子寡婦福祉資金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 母子・父子家庭自立支援給付金・・・・・・・・・・・・ 19
 - (4) 児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (5) 遺児手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 6 女性相談支援センター尾張駐在室
 - (1) 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (2) 保護の機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 7 尾張福祉相談センター家庭児童相談室・・・・・・・・・・・・ 26
- 8 高齢者福祉
 - (1) 介護保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
 - (2) 介護員養成研修事業者指定事務・・・・・・・・・・・・ 31
 - (3) 老人福祉施設等の設置状況・・・・・・・・・・・・・・ 32
 - (4) 圏域保健医療福祉推進会議・・・・・・・・・・・・・・ 33

9	障害児・者福祉	
(1)	障害者に対する手当	34
(2)	障害保健福祉圏域会議	40
第3	企画・児童指導課、児童相談課	(中央児童・障害者相談センター<児童部門>)
1	企画・児童指導課、児童相談課の概要	41
2	企画・児童指導課、児童相談課の業務	41
(1)	相談種別地区別受付件数	42
(2)	相談種別対応状況	43
(3)	児童福祉施設等への措置等の状況	44
(4)	里親	44
(5)	療育手帳・証明書等申請交付状況	45
(6)	一時保護状況	45
(7)	電話相談(子ども・家庭110番)	45
第4	障害者相談課	(中央児童・障害者相談センター<障害者相談部門>)
1	障害者相談課の概要	46
(1)	主な業務	46
(2)	令和5年度相談実績	47
2	障害者相談課の業務	
(1)	身体障害者手帳の交付(身体障害等級の認定)	47
(2)	自立支援医療(更生医療)の要否判定	49
(3)	透析療法審査会議の開催	50
(4)	補装具の要否判定	50
(5)	療育手帳の交付	51
(6)	障害基礎年金診断書等の作成	52
(7)	巡回相談の実施	52
3	参考資料	
(1)	管内身体障害者手帳所持者数	52
(2)	管内療育手帳所持者数(18歳以上)	52
(3)	身体・知的障害者更生相談所業務の概要	53
(4)	本県における身体・知的障害者更生相談所の沿革	54
(5)	身体障害者手帳発行機関の推移	54

第1 尾張福祉相談センターの概要

1 沿革

尾張福祉相談センターは、平成20年4月1日地方機関の見直しにより「尾張事務所健康福祉課」と「中央児童・障害者相談センター」が統合された機関である。

生活保護業務(福祉事務所)やDV(夫等からの暴力)相談等を行っていた「健康福祉課」、児童の養護相談などを行っていた「児童相談センター」及び障害のある方への相談・手帳の判定業務等を行っていた「身体障害者・知的障害者更生相談所」が統合されたものである。

年月日	地域福祉課 (旧尾張事務所民生課) (" 健康福祉課)	企画・児童指導課 児童相談課 (旧中央児童相談所)	障害者相談課 (旧身体障害者更生相談所・ 知的障害者更生相談所)
S23. 4. 1		中央児童相談所開設 (一時保護所附設)	
S24. 7. 1		位置：名古屋市中村区鷹羽町 移転	
S28. 11. 1		位置：名古屋市中区王子町	身体障害者更生相談所設置 (日赤愛知県支部内) 位置：名古屋市中区新栄町
S30. 11. 10	尾張事務所に民生課設置 位置：名古屋市中区南外堀町		
S30. 12			移転(県医師会館内) 位置：名古屋市中区南久屋町
S33. 7. 20		移転 位置：名古屋市中区京町	
S33. 8			移転(県社会福祉会館内) 位置：名古屋市中区京町
S34. 6. 10		一時保護所移転 位置：名古屋市中区千種区田代町	
S35. 7. 1			精神薄弱者更生相談所設置 (県社会福祉会館内)
S38. 10			移転(身体・精神) 位置：名古屋市中区熱田区森後町(健身会館内)
S44. 8. 14		移転(一時保護所を含む) 位置：名古屋市中区正木	
S44. 10. 15			移転(知的) (中央児童相談所内)
S46. 3. 16	移転 位置：名古屋市中区三の丸		
S47. 4. 1	(現県議会議事堂)	一時保護業務の集中管理 (一宮、岡崎、豊橋児童相談所の一時保護業務を廃止)	
S48. 4. 1		管轄区域の変更 (半田児童相談所の新設に伴い知多地域(5市5町)を分離)	
S48. 5. 28	移転 位置：名古屋市中区丸の内 (現住宅供給公社ビル内)		
S51. 4. 1			市の身体障害者手帳交付事務が移管される
S52. 5. 1			管轄区域の変更 (心身障害者更生相談所の設置に伴い管轄区域を分割)

年月日	地域福祉課 (旧尾張事務所民生課) (〃 健康福祉課)	企画・児童指導課 児童相談課 (旧中央児童相談所)	障害者相談課 (旧身体障害者更生相談所・ 知的障害者更生相談所)
S61. 2. 24	移転 位置：名古屋市中区三の丸 (現県自治センター内)	管轄区域の変更 (津島児童相談所の新設に伴 い津島市・海部地域(1市 12 町村) を分離)	管轄区域の変更 (名古屋市精神薄弱更生相談 所の開設に伴い名古屋地区 の業務を移管)
H元. 4. 1			
H5. 4. 1	移転 位置：名古屋市中区三の丸 (現三の丸総合庁舎内)	中央児童・障害者相談センターの設置 (地方機関の見直しによる名称及び体制の変更により中央児 童相談所、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所 を統合)	名称の変更 (知的障害者福祉法への改 正に伴い知的障害者更生相 談所と名称変更)
H9. 6. 2			
H11. 4. 1			
H14. 4. 1	尾張事務所に健康福祉課設置	町村の身体障害者手帳事務が 移管される	
H15. 4. 1			
H20. 4. 1	尾張福祉相談センター設置 (地方機関の見直しによる名称及び体制の変更) (尾張事務所健康福祉課と中央児童・障害者相談センターが統合される。春日井児童相談セ ンターの設置に伴い春日井市・小牧市を分離。一時保護所(保護課)を西三河福祉相談センタ ーに所管替え)		

<福祉相談センターの組織構成>

機 能	根拠法令	行政機関の名称	当センターの課名
福祉事務所	社会福祉法	尾張福祉事務所	地域福祉課
児童相談所	児童福祉法	中央児童・障害者相談 センター	企画・児童指導課 児童相談課
身体障害者更生相談所	身体障害者福祉法		障害者相談課
知的障害者更生相談所	知的障害者福祉法		

2 管内の概要

尾張福祉相談センターは、名古屋市中区に位置し、所管区域は名古屋市を扇状に囲むように隣接する愛知県の北西部地域である。南部で名古屋市、海部地域及び知多地域、東部で豊田加茂、西三河地域と接し、北西は木曾川を境として岐阜県に接している。

令和6年4月1日現在、一宮市を始め14市4町で、総面積761.3km²で全県の14.7%、人口は約187万人で県人口の約25.1%を占めている。

尾張福祉相談センターには、尾張福祉事務所及び中央児童・障害者相談センターが置かれ、それぞれの所管区域は、別表1のとおり定められている。ただし、地域福祉課の分掌事務で介護保険事業所の指定及び指導に関するもの及び障害者相談課の分掌事務について、所管区域は別に定められており別表2のとおりである。

地勢としては、木曾川、長良川及び揖斐川の木曾三川によってつくられた全国有数の沖積平野である濃尾平野の一角であり、概して平坦な地形で、地質も肥沃であり農業にも適し、米作の他園芸を中心とした近郊型農業も盛んである。

また、管内には東名・名神高速道路が東西に通じ、東海北陸・中央自動車道が岐阜県、長野県に延びている他、多くの主要地方道が縦横に走り、交通の要所ともなっていて、繊維、陶磁器業の地場産業に加え、機械、航空、電機工業等各種の産業が発達しており中京工業地帯の一角を形成している。

別表1

区 分	所 管 区 域
尾張福祉相談センター	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市 尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市 愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、扶桑町 (計 14市4町)
尾張福祉事務所	愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、扶桑町 (計 4町)
中央児童・障害者相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市 長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町 (計 7市2町)

別表2

区 分	所 管 区 域
地域福祉課 介護保険事業所の指定 及び指導事務	一宮市(※)、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市 江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市 岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市 あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町 丹羽郡大口町、扶桑町、海部郡大治町、蟹江町、飛島村 知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 (計 23市12町村) (※一宮市が令和3年4月より中核市となったため、業務内容により 所管外となる場合がある。)
障害者相談課の分掌事務	一宮市(※)、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市 江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市 岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市 あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町 丹羽郡大口町、扶桑町、海部郡大治町、蟹江町、飛島村 知多郡阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町 (計 23市12町村) (※一宮市が令和3年4月より中核市となったため、身体障害者手帳の 交付に関する業務については、所管外となる。)

尾張福祉相談センター管内略図



市町村合併の推移

平成17年	4月	1日	一宮市 (一宮市、尾西市、木曾川町)
平成17年	4月	1日	稲沢市 (稲沢市、祖父江町、平和町)
平成17年	7月	7日	清須市 (西枇杷島町、清洲町、新川町)
平成18年	3月20日		北名古屋市 (師勝町、西春町)
平成21年	10月	1日	清須市 (清須市、春日町)
平成24年	1月	4日	長久手市 市制施行

管内の人口

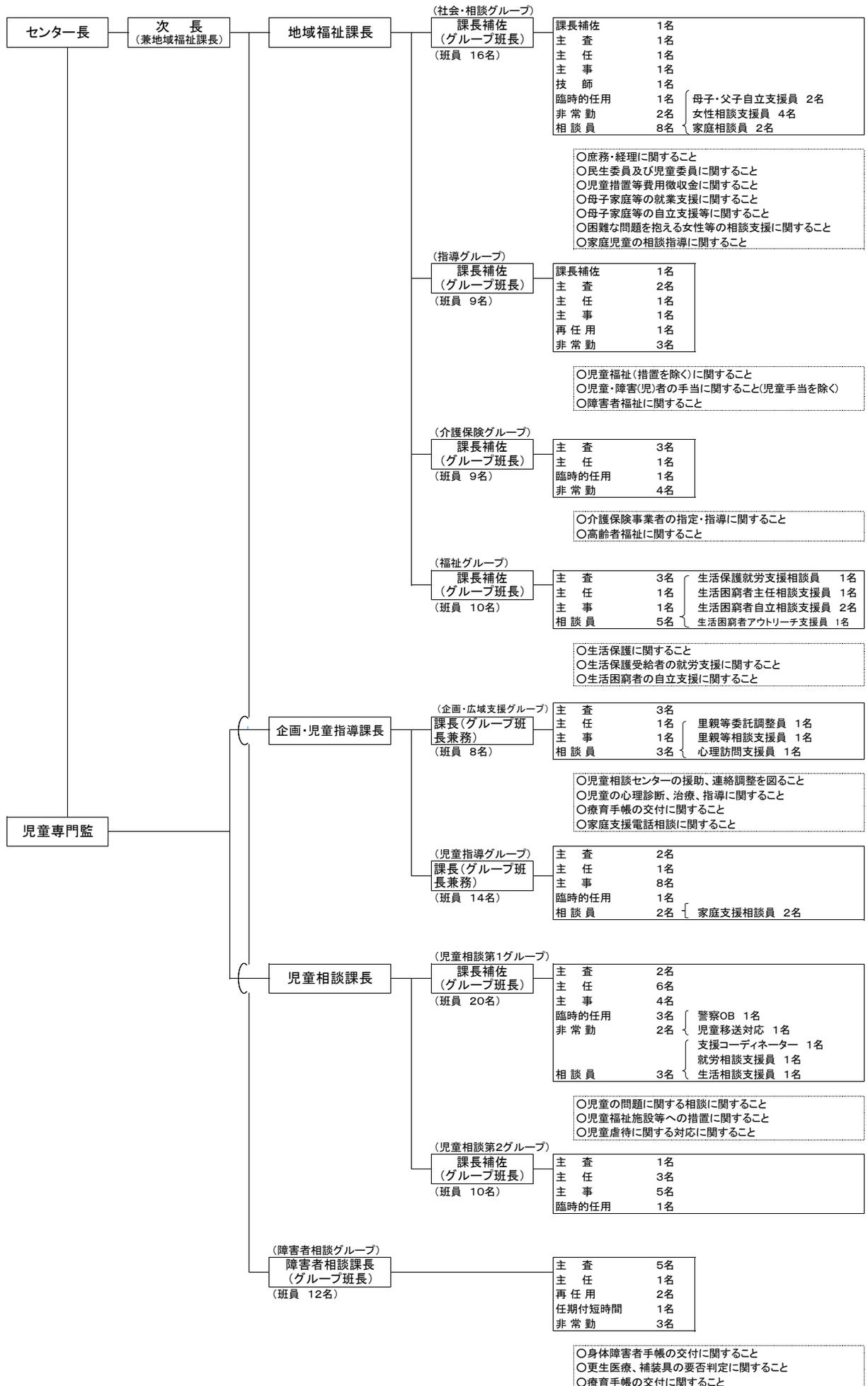
市町		2024年(令和6年)4月1日現在(人)		2023年(令和5年)10月1日現在(人、%)							
		世帯数	総人口	世帯数	総人口	年齢3区分人口					
						0～14歳		15～64歳		65歳以上	
						実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
愛知県		3,343,838	7,460,648	3,327,701	7,480,897	928,750	12.4	4,628,806	61.9	1,923,341	25.7
管内	市部	752,271	1,753,424	749,490	1,759,804	222,617	12.7	1,067,527	60.7	469,660	26.7
	町部	48,252	117,925	47,907	118,059	16,526	14.0	72,480	61.4	29,053	24.6
	計	800,523	1,871,349	797,397	1,877,863	239,143	12.7	1,140,007	60.7	498,713	26.6
一宮市		156,974	373,354	156,071	374,479	45,537	12.2	223,846	59.8	105,096	28.1
瀬戸市		53,588	125,564	53,524	126,229	14,975	11.9	72,826	57.7	38,428	30.4
春日井市		134,145	303,977	133,928	305,319	38,489	12.6	186,002	60.9	80,828	26.5
犬山市		29,845	71,142	29,962	71,823	8,041	11.2	42,448	59.1	21,334	29.7
江南市		39,944	96,281	39,706	96,593	11,470	11.9	57,280	59.3	27,843	28.8
小牧市		63,964	145,561	63,829	146,352	17,770	12.1	90,931	62.1	37,651	25.7
稲沢市		53,371	131,617	53,161	132,133	16,093	12.2	78,399	59.3	37,641	28.5
尾張旭市		35,358	83,115	35,181	83,261	11,030	13.2	50,212	60.3	22,019	26.4
岩倉市		22,182	47,572	22,102	47,745	5,660	11.9	29,852	62.5	12,233	25.6
豊明市		29,932	68,289	29,788	68,483	8,265	12.1	42,011	61.3	18,207	26.6
日進市		38,325	93,005	38,094	93,006	14,611	15.7	58,704	63.1	19,691	21.2
清須市		29,899	66,647	29,785	66,927	9,028	13.5	41,059	61.3	16,840	25.2
北名古屋		37,298	86,085	37,082	86,271	11,699	13.6	53,631	62.2	20,941	24.3
長久手市		27,446	61,215	27,277	61,183	9,949	16.3	40,326	65.9	10,908	17.8
愛知郡東郷町		17,521	43,778	17,424	43,882	6,288	14.3	27,111	61.8	10,483	23.9
西春日井郡豊山町		7,006	15,724	6,916	15,651	2,238	14.3	9,848	62.9	3,565	22.8
丹羽郡	大口町	9,513	24,169	9,437	24,219	3,453	14.3	14,750	60.9	6,016	24.8
	扶桑町	14,212	34,254	14,130	34,307	4,547	13.3	20,771	60.5	8,989	26.2
	計	23,725	58,423	23,567	58,526	8,000	13.7	35,521	60.7	15,005	25.6

出典:統計課「愛知県人口動向調査結果」(令和2年国勢調査確定値を基礎とした推計値)

(注)年齢別人口は、総務省統計局において算出した令和2年国勢調査結果(確定値)「不詳補完値」を基礎とし推計している。

3 組織及び事務分掌

(令和6年4月1日現在)



第2 地域福祉課

1 生活保護

(1) 生活保護制度の概要

憲法第25条の生存権の理念に基づき制定された生活保護法（昭和25年法律第144号）により、困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする社会保障制度の一つである。

【注】国民が対象者であるが、一定の要件を満たす外国人も準用される。

福祉事務所を設置する義務のある都道府県・市と異なり町・村には設置義務がないため、尾張福祉事務所は、愛知郡東郷町・西春日井郡豊山町・丹羽郡大口町・同扶桑町を管轄する。

具体的扶助内容は生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類で、医療扶助・介護扶助は現物給付（医療機関で治療を受ける等）であるが、その他はすべて金銭給付である。

生活保護は世帯を単位として、その要否や程度を決定する。また、保護の基準は要保護者の年齢、世帯構成員数、居住地等に応じ、厚生労働大臣が定めることとなっており、厚生労働省の告示等により示されている。

令和5年度の保護基準による、標準3人世帯の生活扶助基準は次のとおりである。

標準3人世帯における最低生活費（夫33歳・妻29歳・子4歳の世帯構成）

級地区分	生活扶助	
3級地—1	136,090円	冬季・児童養育加算を除く 住宅扶助別途

(注) 管内の級地（東郷町、豊山町、大口町、扶桑町）は3級地—1である。

【参考】生活保護費の支給額は、上表の最低生活費から勤労収入・年金等を控除した残額となる。

(2) 保護の状況

保護の動向は、社会・経済情勢、福祉施策の整備拡充等の影響を強く受ける。保護率（人口に対する受給者人数の割合）は、比較的 low 水準で推移していたが、平成20年秋のリーマンショックに端を発した経済不況により生活保護の受給世帯が急増した。平成23年度をピークに減少傾向でここ数年は横ばい状態であったが、平成30年度より増加傾向に転じ、平成31年度からは保護率3%を超え、ここ数年はやや増加状態となっていたが、令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大長期化による影響は、当管内での生活保護への大きな変化は認められず、やや微減で推移している。

生活保護費扶助別支出額

(単位：円、%)

区 分		年度	支 出 額	構 成 比	備 考
保 護 費	生活扶助費	3	162,558,179	20.49	介護扶助事務所支出額 3： 68,280 円 4： 11,210 円 5： 114,734 円 本庁支出額 3： 22,092,927 円 4： 29,071,520 円 5： 30,702,416 円 医療扶助 事務所支出額 3： 1,250,080 円 4： 4,043,125 円 5： 3,826,417 円 本庁支出額 3： 477,946,501 円 4： 500,102,416 円 5： 454,904,436 円
		4	165,512,038	20.70	
		5	165,703,878	21.02	
	住宅扶助費	3	98,125,425	12.37	
		4	96,461,648	11.70	
		5	95,315,890	12.09	
	教育扶助費	3	719,676	0.09	
		4	340,011	0.04	
		5	319,341	0.04	
	介護扶助費	3	28,044,109	3.53	
		4	29,082,730	3.53	
		5	30,817,150	3.91	
	医療扶助費	3	479,196,581	60.40	
		4	504,145,541	61.13	
		5	458,730,853	58.18	
	出産扶助費	3	0	0	
		4	0	0	
		5	0	0	
生業扶助費	3	1,069,455	0.13		
	4	737,560	0.09		
	5	309,082	0.04		
葬祭扶助費	3	1,026,699	0.13		
	4	1,964,153	0.24		
	5	3,449,285	0.44		
就労自立給付金	3	0	0		
	4	94,110	0.01		
	5	130,477	0.01		
進学準備給付金	3	0	0		
	4	200,000	0.02		
	5	0	0		
保護施設事務費	3	22,669,128	2.89		
	4	26,132,402	3.17		
	5	33,646,697	4.27		
合 計	3	793,436,866	/	対前年度比 101.03%	
	4	824,670,193		103.94%	
	5	788,422,653		95.60%	

地区別保護の状況

区 分	年度	合 計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町
被保護世帯	3	313	88	76	61	88
	4	320	91	75	64	90
	5	313	89	71	68	85
被保護人員 (人)	3	370	107	85	72	106
	4	379	113	87	74	105
	5	364	106	85	75	98
保護率 (%) 保護率算定の人口 は、各前年の7月 現在の数値を使用	3	3.13	2.43	5.42	2.96	3.10
	4	3.21	2.58	5.56	3.05	3.21
	5	3.09	2.42	5.42	3.10	2.86

(注) 各年度末(3月31日)現在における数値である。

扶助別受給者数

(令和6年3月31日現在)(単位:人)

区 分		合 計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町	
生活扶助人員		293	79	69	63	82	
住宅扶助人員		296	78	76	62	80	
教育扶助人員		6	3	2	0	1	
介護扶助人員		102	21	31	21	29	
出産扶助人員		0	0	0	0	0	
生業扶助人員		2	1	0	0	1	
葬祭扶助人員		2	0	0	0	2	
医療扶助人員	入院	精神	23	19	2	2	0
		その他	14	5	3	1	5
	入院外	精神	13	1	1	9	2
		その他	282	77	63	59	83

世帯類型別保護状況

(単位：世帯)

町名	年度	単身世帯				2人以上の世帯					合計
		高齢	傷病 障害	その他	計	高齢	母子	傷病 障害	その他	計	
東郷町	3	43	26	3	72	8	0	2	6	16	88
	4	45	22	6	73	7	1	2	8	18	91
	5	40	30	5	75	4	1	2	7	14	89
豊山町	3	53	13	1	67	6	1	0	2	9	76
	4	51	11	4	66	5	2	0	2	9	75
	5	43	14	3	60	5	2	1	3	11	71
大口町	3	35	14	1	50	4	1	4	2	11	61
	4	38	14	3	55	3	0	4	2	9	64
	5	44	17	0	61	2	0	4	1	7	68
扶桑町	3	46	25	4	75	1	2	3	7	13	88
	4	48	28	4	80	1	2	2	5	10	90
	5	44	29	4	77	2	0	3	5	10	87
計	3	177	78	9	264	19	4	9	17	49	313
	4	182	75	17	274	16	5	8	17	46	320
	5	171	90	12	273	13	3	10	16	42	315

(注) 各年度末(3月31日)現在における数値である。

2 生活困窮者自立支援

(1)生活困窮者自立支援制度

平成27年4月1日施行の生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、包括的な相談支援や個々の状況に応じた支援を行うことにより自立に向けた支援を行う制度である。

(2)生活困窮者自立支援法による事業

①必須事業

ア自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている生活困窮者からの相談を受けて、必要な情報の提供及び助言を行いながら具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行う。

	年度	合計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町
新規面談人数	4	87	36	32	9	10
	5	36	9	15	6	6
プラン策定件数	4	0	0	0	0	1
	5	1	1	0	0	0

イ住居確保給付金

離職等により住居を失った方又は失うおそれの高い方に対して、就職に向けた活動をする等を条件に、一定期間家賃相当の住居確保給付金を支給する。

生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。

住居確保給付金支給決定者

(単位:世帯)

町名	年度	決定者数	世帯		性別	
			単身	複数	男性	女性
東郷町	4	6	3	3	5	1
	5	1	1	0	0	1
豊山町	4	6	3	3	5	1
	5	0	0	0	0	0
大口町	4	3	2	1	2	1
	5	3	3	0	1	2
扶桑町	4	2	1	1	1	1
	5	2	1	1	1	1
合計	4	17	9	8	13	4
	5	6	5	1	2	4

②任意事業

ア就労準備支援事業

社会との関わりに不安がある方等、直ちに就労が困難な方にプログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。

イ一時生活支援事業

住居を持たない方、又は不安定な住居環境にある方に、一定期間、宿泊場所等の提供を行い、併せて退所後の生活に向けて就労支援等の自立支援も行う。

ウ家計改善支援事業

家計状況の根本的な課題を把握し、自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。必要に応じて貸付のあっせん等も行い、早期の生活再生の支援を行う。

エ子どもの学習・生活支援事業

生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。

(単位：人)

令和5年度	合計	東郷町	豊山町	大口町	扶桑町
参加人数	65	23	16	17	9

3 地 域 福 祉

(1) 民生委員・児童委員

民生委員は厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域住民の福祉向上のため活動している民間の協力機関である。

また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねており、要保護児童の福祉及び福祉事務所等の行政機関への連絡、協力の業務等、広範囲の任務を担っている。児童を取り巻く環境が年々複雑かつ厳しくなっている現状を考慮して、児童委員活動のさらなる推進を図るために、児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員制度が平成6年1月1日に創設された。

なお、民生委員・児童委員の任期は3年である。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく民間福祉団体であり、地域住民組織、民生委員・児童委員、福祉団体等の参加により構成され、地域福祉の中核として全ての市町村に設置されている。

社会福祉協議会では、住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの支援や、社会福祉関係団体等と連携をとりながら活動をすすめるとともに福祉サービスの企画・実施に努めている。

民 生 (児 童) 委 員 数

(令和6年4月1日現在) (単位:人)

町 名	定 数	現 員 数	欠 員	協議会数
東 郷 町	50	47 (3)	3	1
豊 山 町	26	20 (2)	6	1
大 口 町	33	33 (2)	0	1
扶 桑 町	45	45 (2)	0	1
合 計	154	145 (9)	9	4

(注) () 内の数値は、主任児童委員を再掲したものである。

民生（児童）委員の活動状況

(単位:件、%)

区 分		3年度	4年度	令和5年度		
				件 数	構成比	一人当たりの取扱件数 (注1)
内容別相談・支援件数	在宅福祉	202	298	326	11.1	2.1
	介護保険	109	39	75	2.5	0.5
	健康・保健医療	73	101	77	2.6	0.5
	子育て・母子保健	265	295	342	11.6	2.1
	子どもの地域生活	39	115	136	4.6	0.9
	子どもの教育・学校生活	63	46	131	4.4	0.9
	生活費	20	41	47	1.6	0.3
	年金・保険	5	4	7	0.2	0.1
	仕事	3	4	5	0.2	0.1
	家族関係	41	78	44	1.5	0.3
	住居	25	23	18	0.6	0.1
	生活環境	57	96	74	2.5	0.5
	日常的な支援	572	532	389	13.2	2.5
	その他	676	1,168	1,273	43.2	8.2
	計	2,150	2,840	2,944	-	19.0
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	1,296	1,755	1,946	66.1	12.6
	障害者に関すること	83	46	42	1.4	0.3
	子どもに関すること	383	517	627	21.3	4.1
	その他	388	522	329	11.2	2.1
	計	2,150	2,840	2,944	-	19.1
その他の活動件数	調査・実態把握	2,289	3,286	2,292		
	行事・事業・会議への参加協力	1,526	2,528	3,722		
	地域福祉活動・自主活動	2,756	3,163	3,244		
	民児協運営・研修	2,627	3,651	3,217		
	証明事務	115	155	64		
	要保護児童の発見の通告・仲介	111	220	267		
訪問回数	訪問・連絡活動 (回)	14,912	14,878	14,869		
	その他	5,820	7,144	5,459		
連絡回数	委員相互 (回)	3,996	5,342	5,123		
	その他の関係機関	1,810	1,742	1,426		
活動日数 (日)		13,561	15,222	15,332		

(注1) 件数を R5.4.1 現在の定数 154 で除したものの。4町集計分。

4 児童福祉

児童福祉法（昭和22年法律第164号）は、児童の積極的な福祉増進を図るために制定され、平成28年度の改正において、「全て児童は、児童の権利に関する条約にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と、子どもが権利の主体であることが明記された。

このような法律の理念と児童憲章（昭和26年宣言）、及び「児童の権利に関する条約」（平成6年批准）の基本理念に基づいて、児童福祉に関する諸般の施策が進められている。

また、平成27年4月からは、子ども・子育て支援新制度がスタートし、施設型教育、保育給付及び地域型保育給付等が創設され、新制度に基づき幼児期の教育、保育、子育て支援の質・量の充実を図っていくことになっている。

(1) 保育所

保護者の就労や疾病等によって、家庭で保育することのできない乳幼児の保育を、保育所で保護者にかわって実施している。

子ども・子育て支援法に基づく認定基準（法第19条第1項第2号関係）

- ① 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- ⑧ 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待を行っている又は再び行われる恐れがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ 前各号に掲げるものの他、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

(注) 具体的な認定基準は、各市町が規則等で定めている。

(2) 助産施設への入所

経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせている。

(3) 母子生活支援施設への入所

保護を必要とする児童等のために、県内に13か所の母子生活支援施設が設置されている。

母子生活支援施設措置状況

(令和5年度) (単位：世帯、人、円)

施設名	世帯数	人員	措置費 (年額)	徴収額 (年額)
愛知昭和荘	1	3	6,855,273	0
キルシェハイム	1	2	12,661,568	0
三宝厚生館	1	3	2,250,197	0
半田同胞園	2	6	4,993,798	0
計	5	14	26,760,836	0

5 ひとり親家庭への支援

(1) 母子家庭等に対する相談支援体制

ア 母子・父子自立支援員

(ア) 目的

母子家庭等の求職活動の支援、生活、子育て及び自立するために必要な事項等について、相談及び指導を行い、母子家庭等の自立の促進を図る。

(事業開始：平成15年度 平成27年度に母子自立支援員より名称変更)

(イ) 配置人員

2人 所管区域管内4町

イ 母子家庭等就職活動支援事業

目的

母子家庭の母等の安定的な就業促進を図るため、就業支援専門員（プログラム策定員を兼務）を配置し、次の事業を行う。

(事業開始：平成18年度)

- ・就業相談を希望する母子家庭の母等に対して、その者の適性、家庭環境、希望等に応じた安定的な就業の促進を目的として、職業選択への取組方法、適切な能力開発の方法等について助言や指導を行うことによりそのキャリア設計の支援を行う。
- ・母子・父子自立支援プログラムの策定を行う。
- ・母子・父子自立支援員に対し、助言や指導を行う。

(社)愛知県母子寡婦福祉連合会に委託

母子・父子自立支援員相談指導状況

(令和5年度) (単位: 件、%)

事 項 別			延件数	構成比	
生活一般	住	宅	0		
	医	療	1		
	家庭紛争	夫等の暴力	0		
		その他の	1		
	就	労	288		
	結	婚	0		
	そ	の	他		2
小 計			292	59.8	
児童	養	育	0		
	教	育	0		
	非	行	0		
	就	職	0		
	そ	の	他		0
	小 計				0
生活援護	母子福祉資金	貸付	53		
		償還	128		
	寡婦福祉資金	貸付	0		
		償還	0		
	父子福祉資金	貸付	2		
		償還	0		
	公 的 年 金				0
	児 童 扶 養 手 当				0
	生 活 保 護				0
	税				0
	生 活 福 祉 資 金				0
そ の 他			11		
小 計			194	39.8	
その他	売店設置(法第16条)		0		
	たばこ販売(法第17条)		0		
	母子・父子世帯向公営住宅(法第18条)		0		
	母子・父子福祉施設の利用		0		
	母子生活支援施設(児童福祉法第20条)		2		
	小 計				2
合 計			488	100.0	

(2) 母子父子寡婦福祉資金

ア 目 的

母子家庭や父子家庭、寡婦の生活の安定と向上を図るため、生活に必要な各種資金の貸付を行っている。

イ 貸付けを受けられる方

(ア) 母子福祉資金

- a 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子(母子家庭の母)
- b aが扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等
- c 20歳未満の父母のない児童

(イ) 父子福祉資金

- a 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない男子(父子家庭の父)
- b aが扶養している20歳未満の児童及び20歳以上の子等

(ウ) 寡婦福祉資金

- a かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない女子(寡婦)
- b aが扶養している20歳以上の子等
- c 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外のもの

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付状況

(令和5年度)(単位:件、円)

	母子福祉資金		父子福祉資金		寡婦福祉資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0
修学	新規	8	8,310,000	0	0	0
	継続	9	5,701,200	2	2,526,000	0
修業	新規	0	0	0	0	0
	継続	0	0	0	0	0
技能習得	新規	0	0	0	0	0
	継続	0	0	0	0	0
生活	新規	0	0	0	0	0
	継続	0	0	0	0	0
就学支度	5	2,650,000	0	0	0	0
住宅	0	0	0	0	0	0
転宅	0	0	0	0	0	0
結婚	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0
合計	新規	13	10,960,000	0	0	0
	継続	9	5,701,200	2	2,526,000	0
	計	22	16,661,200	2	2,526,000	0

(3) 母子・父子家庭自立支援給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、就職に役立つ技能や資格の取得のための講座の受講及び各種学校等の養成機関で修業する場合に、給付金を支給し、母子・父子家庭の就業の促進を図る。

(事業開始:平成16年1月、所管区域4町)

ア 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために県指定の職業能力講座を受講後、自立支援教育訓練給付金を支給する。

(ア) 対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座等

(イ) 支給額 対象講座の受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2千1百円)

(ウ) 支給状況 (単位:人、円)

	支給人員	支給金額
令和3年度	0	0
令和4年度	1	25,740
令和5年度	0	0

イ 高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

<促進給付金>

就職に有利な資格取得と経済的自立のために1年以上養成機関で修業した場合に、支給する。

(ア) 対象資格 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

(イ) 支給期間 修業期間の全期間（上限48月）

(ウ) 支給額 非課税の場合 月100,000円 課税の場合 月70,500円

(エ) 支給状況 (単位：人、円)

	支給人員	支給金額
令和3年度	4	4,408,000
令和4年度	5	6,008,000
令和5年度	4	3,826,000

<一時金>

(ア) 支給額

修了日の属する月の属する年度の市町村民税
非課税の場合 50,000円 課税の場合 25,000円

(イ) 支給状況 (単位：人、円)

	支給人員	支給金額
令和3年度	0	0
令和4年度	1	50,000
令和5年度	1	25,000

(ウ) 高卒認定試験合格支援給付金 (事業開始平成27年4月)

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、対策講座の受講時等に支給する。

対象講座	民間事業者などが実施する高卒認定試験対策講座 (高等学校等就学支援金制度の対象となる場合は対象外)
支給額	① 高卒認定試験受講開始時 対象講座の受講料の4割（上限10万円） ② 高卒認定試験受講修了時 対象講座の受講料の1割（①と合わせて上限12.5万円～25万円） ③ 高卒認定試験合格時 対象講座の受験料の1割（①②の合計で上限15万円～30万円） ※ ③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科合格した場合に支給

(4) 児童扶養手当

ア 目的

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し児童の福祉の増進を図る。(所管区域：町)
(事業開始：昭和36年度) *父子家庭への支給は平成22年8月分から開始

イ 支給要件

次のいずれかに該当する18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童又は20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を監護又は養育している者に支給する。

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ・ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ・ 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童(平成24年8月から追加)
- ・ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ 上記に準ずる児童

ウ 所得の限度額

(令和6年4月1日現在) (単位：円)

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人 以上
受資 格 給者	全部支給	490,000	870,000	1,250,000	1,630,000	1人増すごとに 380,000円加算
	一部支給	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	” 380,000円加算
配偶者・扶養義務者		2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	” 380,000円加算

エ 手当額(月額)

(令和6年4月1日現在) (単位：円)

区 分	全 部 支 給 者	一 部 支 給 停 止 者
児 童 1 人 の 場 合	45,500円	45,490円～10,740円
児 童 2 人 の 場 合	10,750円加算	10,740円～5,380円加算
児 童 3 人 以 上 の 場 合 (児童1人増すごとに)	6,450円加算	6,440円～3,230円加算

(注意) 手当の支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当する日の属する月の初日から起算して7年を経過したときは、経過した日の属する月の翌月に支給すべき手当額に2分の1を乗じて得た額に減額される。

ただし、以下に該当する場合は、手当の減額は行われない。

- ・ 受給資格者が児童扶養手当法施行令別表第一に掲げる障害の状態にあること
- ・ 受給資格者が就業、求職活動その他の厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしていること
- ・ 上記に掲げる事由のほか、受給資格者が負傷又は疾病により就業することができないこと
- ・ その他の自立を図るための活動をすることが困難である事由として厚生労働省令で定める事由があること

オ 支給時期

年6回 (5, 7, 9, 11, 1, 3月)

児童扶養手当受給状況

(単位：人、世帯)

区分	受給者数 (全部停止者数除く)	全部停止者数	世帯類型別内訳							受給対象児童数
			生別世帯		死別世帯	未婚世帯	障害者世帯	遺棄世帯	その他の世帯	
			離婚	その他						
令和4年3月31日	649 (100)	117	532 (82.0)	0 (0.0)	21 (3.2)	71 (11.0)	4 (0.6)	0 (0.0)	21 (3.2)	1,009
令和5年3月31日	613 (100)	118	501 (81.7)	0 (0.0)	22 (3.6)	66 (10.8)	4 (0.6)	0 (0.0)	20 (3.3)	980
令和6年3月31日	579 (100)	138	488 (84.3)	0 (0.0)	4 (0.7)	61 (10.5)	3 (0.5)	0 (0.0)	23 (4.0)	934

(注) 1 「その他」とは行方不明、DVまたは拘禁をい、
「その他世帯」とは2人以上の児童を養育している場合でそれぞれの児童の要件が異なっている世帯をいう。

2 () 内は構成比 (単位：%)

(5) 遺児手当

ア 目的

両親又は片親がいない状態若しくは重度の障害等の状態にある家庭の児童を監護又は養育している者に手当を支給し、児童の健全育成と福祉の増進を図る。(所管区域：市町)

(事業開始：昭和45年度)

イ 支給要件

- ・ 父又は母が死亡した児童
- ・ 父又は母が障害の状態にある児童
- ・ 父母が婚姻を解消した児童
- ・ 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童

- ・ 父又は母が引き続き1年以上遺棄されている児童
- ・ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 婚姻によらないで生まれた児童
- ・ その他上記に準ずる状態にある児童（知事の定めるもの）

ウ 所得の限度額

(令和6年4月1日現在) (単位:円)

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4人以上
限度額	受給資格者	1,920,000	2,300,000	2,680,000	3,060,000	1人増すごとに 380,000円加算
	配偶者 扶養義務者	2,360,000	2,740,000	3,120,000	3,500,000	// 380,000円加算

エ 手当の支給期間及び支給額

支給開始から5年間

遺児1人あたり月額	支給開始～3年目	4,350円
	4年目～5年目	2,175円

オ 支給時期

年6回 (5, 7, 9, 11, 1, 3月)

遺児手当受給状況

(単位:人)

区 分	受給者数	支給要件別受給対象児童数				計
		父または母の死亡	父母の離婚	父又は母の重度障害	遺棄・行方不明・拘禁等	
令和4年3月31日	5,646	63 (0.7)	7,621 (87.5)	35 (0.4)	1,003 (11.5)	8,722 (100.0)
令和5年3月31日	4,905	45 (0.5)	7,312 (87.8)	35 (0.4)	938 (11.3)	8,330 (100.0)
令和6年3月31日	4,550	43 (0.6)	6,915 (90.4)	21 (0.3)	666 (8.7)	7,645 (100.0)

(注) () 内は構成比(単位:%)

6 女性相談支援センター尾張駐在室

(1) 制度の概要

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」第9条第3項に規定する「女性相談支援センター」の業務のほか、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」第3条第3項に規定する「配偶者暴力相談支援センター」の業務を行う。

当センターには、尾張駐在室が設けられており、女性相談支援員4人が配置されている。

(2) 保護の機関

ア 女性相談支援センター（令和5年度までは女性相談センター）

困難な問題を抱える女性への支援を行う中枢機関として困難な問題を抱える女性の保護のための相談、判定、指導を行い、一時保護所（定員20人）を設置している。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の施行により、平成14年度からは配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしている。

なお、利用者の利便を図るため、専用電話を設置して電話相談も行っている。

相談専用電話 052-962-2527 月～金曜日（午前9時～午後9時）

土・日曜日（午前9時～午後4時）

イ 女性相談支援員（令和5年度までは女性相談員）

女性相談支援センター及び女性相談支援センター駐在室（各福祉相談センターに設置）に計26人の女性相談支援員を配置して、困難な問題を抱える女性の早期発見、相談指導にあたっている。

ウ 女性自立支援施設

困難な問題を抱える女性を入所させるため、白菊荘（定員30人）と成願荘（定員30人）を設置し、経営を社会福祉法人愛知県女性福祉会に委託している。

女性相談支援員の活動状況

（尾張駐在室取扱い分）

経路別受付状況

（単位：件）

	本人 自身	警 察 関 係	法 務 関 係	他 府 県 の 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	他 の 女 性 相 談 支 援 員	福 祉 事 務 所	他 の 相 談 機 関	社 会 福 祉 施 設 等	医 療 関 係	教 育 関 係	労 働 関 係	縁 故 者 知 人 等	そ の 他	計
令和3年度	75	1	0	0	0	5	3	0	0	0	0	0	0	84
令和4年度	71	0	2	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	80
令和5年度	84	2	0	0	0	2	1	0	0	1	0	0	0	90

処理状況

(単位：件)

	女性自立支援	施設に入所	就職・自営	結婚	家庭へ送還	福祉事務所へ移送	女性相談支援センター	女性相談支援員へ移送	他府県の女性相談支援センター	関係機関	施設へ移送その他	助言指導のみ	その他	計	指導延件数
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	0	84	140	
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	0	80	172	
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	90	272	

主訴別相談受付状況

(令和5年度) (単位：件、%)

主訴別相談受付状況		面接相談件数	構成比	電話相談件数	構成比	相談総件数	構成比
人間関係	夫等の暴力	123	45.2	72	7.6	195	16.0
	酒乱・薬物中毒	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	離婚問題	16	5.9	12	1.3	28	2.3
	夫等・その他	4	1.5	46	4.9	50	4.1
	子どもの暴力	1	0.4	3	0.3	4	0.3
	養育不能	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	子ども等・その他	9	3.3	44	4.7	53	4.4
	親の暴力	6	2.2	6	0.6	12	1.0
	その他の親族の暴力	3	1.1	3	0.3	6	0.5
	親族・その他	5	1.8	54	5.7	59	4.8
	家庭不和	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他の者の暴力	2	0.7	4	0.4	6	0.5
	男女問題	0	0.0	3	0.3	3	0.2
	人間関係・その他	1	0.4	284	30.1	285	23.4
	生活本拠共の交際相手(含元)の暴力	1	0.4	1	0.1	2	0.2
	交際相手の暴力	0	0.0	3	0.3	3	0.2
	同性交際相手の暴力	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	交際相手・その他	0	0.0	20	2.1	20	1.6
住居問題	13	4.8	41	4.3	54	4.4	
帰宅先なし	0	0.0	1	0.1	1	0.1	
経済関係	生活困窮	18	6.6	2	0.2	20	1.6
	借金サラ金	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	求職	0	0.0	11	1.2	11	0.9
	その他	4	1.5	33	3.5	37	3.0
医療関係	病気	0	0.0	40	4.2	40	3.3
	精神的問題	63	23.2	189	20.0	252	20.7
	妊娠・出産	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	3	1.1	71	7.5	74	6.1
不純異性交遊	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
売春強要	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
ヒモ・暴力団関係	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
5条関係	0	0.0	1	0.1	1	0.1	
人身取引	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
ストーカー	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
合計	272	100.0	945	100.0	1,217	100.0	

(注)「5条関係」とは、売春防止法第5条(勧誘等)に関する相談

7 尾張福祉相談センター家庭児童相談室

家庭における児童の養育上の諸問題について相談・指導を行うため、福祉事務所に家庭児童相談室を設置している。

当家庭児童相談室は、2名の家庭相談員により管内の4町を担当している。

<業務内容>

- (1) 町役場等における定例相談（必要に応じて家庭訪問と関係機関との事例検討）
- (2) 子育て支援を目的とした親グループの指導
- (3) 町の保健センター主催の母子保健事業（発達相談、乳幼児健診事後指導教室）への参加
- (4) 町の子育て支援センターの事業や心身障害児通園事業（母子通園）等への参加、保育所の障害児保育の観察・助言等の実施
- (5) 町の教育支援センター（適応指導教室）の事業への参加
- (6) 地域療育等支援事業（心身障害児通園施設、保育所、幼稚園での観察・助言等）への参加
- (7) 町設置の要保護児童対策地域協議会への参加

町別「個別相談」件数

(単位：件)

相談種別 町名	年度	性格・生活習慣	知能・言語	学校生活等			非行	家族関係		環境福祉	心身障害	その他	計
				人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他				
東郷町	R3	0	0	0	0	0	0	0	2(1)	0	0	0	2(1)
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊山町	R3	12(9)	0	0	10(1)	4(2)	0	0	1(1)	0	0	0	27(13)
	R4	11(11)	0	0	13(3)	0	0	0	4(4)	0	1(1)	1(1)	30(20)
	R5	8(8)	0	0	12(3)	0	0	0	0	0	0	0	20(11)
大口町	R3	9(7)	3(2)	0	2(1)	2(2)	2(1)	0	1(1)	0	1(1)	0	20(15)
	R4	8(4)	0	0	0	0	0	0	2(1)	0	1(1)	0	11(6)
	R5	11(11)	3(3)	0	0	1(1)	0	0	1(1)	0	1(1)	0	17(17)
扶桑町	R3	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	1(1)
	R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1(1)	0	1(1)
	R5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	R3	0	0	0	0	0	0	1(1)	2(2)	0	1(1)	0	4(4)
	R4	1(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3(3)	4(4)
	R5	0	0	0	0	1(1)	0	0	1(1)	0	0	2(2)	4(4)
計	R3	21(16)	3(2)	0	12(2)	6(4)	2(1)	1(1)	7(6)	0	2(2)	0	54(34)
	R4	20(16)	0	0	13(3)	0	0	0	6(5)	0	3(3)	3(3)	45(30)
	R5	19(19)	3(3)	0	12(3)	2(2)	0	0	2(2)	0	1(1)	2(2)	41(32)

(注) () 内の数値は実数である。

家庭児童相談室における相談状況

(単位:件)

相談種別 内容区分	年度	性格・生活習慣病	知能・言語	学校生活等			非行	家族関係		環境福祉	心身障害	その他	計	
				人間関係	登校拒否	その他		虐待	その他					
個別相談	R3	21(16)	3(2)	0	12(2)	6(4)	2(1)	1(1)	7(6)	0	2(2)	0	54(34)	
	R4	20(16)	0	0	13(3)	0	0	0	6(5)	0	3(3)	3(3)	45(30)	
	R5	19(19)	3(3)	0	12(3)	2(2)	0	0	2(2)	0	1(1)	2(2)	41(32)	
グループ相談	健診 事後教室	R3	39(20)	41(16)	0	0	0	0	0	0	0	0	5(2)	85(38)
		R4	134(41)	111(40)	0	0	0	0	0	2(2)	0	9(3)	0	256(86)
		R5	95(38)	48(20)	0	0	0	0	0	3(1)	1(1)	0	0	147(60)
	障害児 母子療育	R3	0	19(10)	0	0	0	0	0	0	0	19(12)	0	38(22)
		R4	12(7)	21(12)	0	0	0	0	0	0	0	3(2)	0	36(21)
		R5	3(1)	18(10)	0	0	0	0	0	0	0	15(6)	0	36(17)
	保育所	R3	25(23)	9(9)	0	0	0	0	0	2(2)	0	4(4)	0	40(38)
		R4	38(38)	14(14)	0	0	0	0	0	0	0	14(14)	0	66(66)
		R5	28(28)	11(11)	0	0	0	0	0	0	1(1)	8(8)	0	48(48)
	子育て支 援・障害者 親の会	R3	51(37)	3(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	2(1)	56(39)
		R4	85(62)	14(4)	0	0	0	0	0	6(2)	0	0	0	105(68)
		R5	58(44)	12(4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70(48)
	適応 指導教室	R3	0	0	0	15(4)	0	0	0	0	0	0	0	15(4)
		R4	0	0	0	13(4)	0	0	0	0	0	0	0	13(4)
		R5	0	0	0	4(2)	1(1)	0	0	0	0	0	0	5(3)
地域療育等 支援事業	R3	3(3)	3(3)	0	0	0	0	0	0	0	8(8)	0	14(14)	
	R4	0	8(8)	0	0	0	0	0	0	0	11(8)	0	19(16)	
	R5	6(6)	8(6)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14(12)	
計	R3	139 (99)	78 (41)	0 (0)	27 (6)	6 (4)	2 (1)	1 (1)	9 (8)	0 (0)	33 (26)	7 (3)	302 (189)	
	R4	289 (164)	168 (78)	0 (0)	26 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (9)	0 (0)	40 (30)	3 (3)	540 (291)	
	R5	209 (136)	100 (54)	0 (0)	16 (5)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	5 (3)	2 (2)	24 (15)	2 (2)	361 (220)	

(注) () 内の数値は実数である。

緊急事態宣言発出下においてはいくつかの事業が中止となった。

8 高齢者福祉

(1) 介護保険

平成9年12月に介護保険法が公布され、平成12年4月に施行された。介護保険制度導入に伴い、国は保険給付の円滑な実施のための基本指針を定め、都道府県及び市町村は基本指針に即して介護保険事業（支援）計画を平成12年3月までに策定した。計画は、3年毎（平成18年度までは5年毎）に見直しが行われ、現行計画は第9期（令和6～8年度）となっている。

市町村は、保険者として介護保険を運営し、その内容は多岐にわたるが、いずれも地域包括ケアシステムの構築を通じて、住民が自立した日常生活を営むことができることを目指している。一方、都道府県は、広域的なサービス提供体制の整備に取り組むとともに、必要な助言と適切な援助により保険者を支援している。

なお、当センターでは、平成20年4月から、介護保険の居宅サービス事業者（平成29年度までは居宅介護支援を含む。）指定事務（新規申請・更新申請、変更届、休止届、廃止届、事業者指導等）を行ってきており、担当地域は管内17市町その他、海部・知多地区を含めた合計34市町村に及んでいる。

ア 管内17市町の介護保険事業実施状況

（資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（暫定）」）

要介護（要支援）認定者数

（令和6年3月31日現在）（単位：人、％）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	11,069	10,522	12,693	10,314	7,962	8,008	4,954	65,522
（内65歳以上 75歳未満）	1,037	1,214	820	1,010	668	669	562	5,980
（内75歳以上）	10,032	9,308	11,873	9,304	7,294	7,339	4,392	59,542
第2号被保険者	165	284	161	297	186	178	167	1,438
計	11,234	10,806	12,854	10,611	8,148	8,186	5,121	66,960
構成比	16.8	16.1	19.2	15.8	12.2	12.2	7.7	100.0

居宅介護（介護予防）サービス受給者数

（令和6年3月31日現在）（単位：人、％）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	4,322	6,261	9,830	8,663	5,008	4,337	2,769	41,190
第2号被保険者	79	204	117	248	147	121	101	1,017
計	4,401	6,465	9,947	8,911	5,155	4,458	2,870	42,207
構成比	10.4	15.3	23.6	21.1	12.2	10.6	6.8	100.0

地域密着型（介護予防）サービス受給者数

（令和6年3月31日現在）（単位：人、％）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	42	60	2,080	1,625	1,130	892	527	6,356
第2号被保険者	0	1	13	21	12	7	7	61
計	42	61	2,093	1,646	1,142	899	534	6,417
構成比	0.7	1.0	32.6	25.6	17.8	14.0	8.3	100.0

施設サービス受給者数

（令和6年3月31日現在）（単位：人、％）

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	介護老人福祉施設	27	81	1,620	1,927	1,099	4,754
	介護老人保健施設	373	557	690	902	467	2,989
	介護療養型医療施設	0	0	1	8	9	18
	介護医療院	3	10	25	135	132	305
	計	403	648	2,336	2,972	1,707	8,066
第2号被保険者	介護老人福祉施設	0	0	11	12	14	37
	介護老人保健施設	3	5	12	20	15	55
	介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0
	介護医療院	0	0	1	4	3	8
	計	3	5	24	36	32	100
計	介護老人福祉施設	27	81	1,631	1,939	1,113	4,791
	介護老人保健施設	376	562	702	922	482	3,044
	介護療養型医療施設	0	0	1	8	9	18
	介護医療院	3	10	26	139	135	313
	計	406	653	2,360	3,008	1,739	8,166
構成比		5.0	8.0	28.9	36.8	21.3	100.0

イ 管内 34 市町村の介護保険事業所指定申請実施状況

指定件数及び事業所数

(単位:件)

事業所種別	指定件数 (令和5年4月1日～令和6年3月1日)	事業所数 (令和6年4月1日現在)
訪問介護	40	545
訪問入浴介護	0	22
介護予防訪問入浴介護	0	20
訪問看護	36	315
介護予防訪問看護	34	296
訪問リハビリテーション	0	21
介護予防訪問リハビリテーション	0	21
通所介護	24	430
通所リハビリテーション	0	50
介護予防通所リハビリテーション	1	51
短期入所生活介護	1	168
介護予防短期入所生活介護	1	165
特定施設入居者生活介護	2	80
介護予防特定施設入居者生活介護	2	78
福祉用具貸与	8	128
介護予防福祉用具貸与	8	122
特定福祉用具販売	8	124
特定介護予防福祉用具販売	8	122
居宅療養管理指導	2	10
介護予防居宅療養指導	2	10
短期入所療養介護	2	67
介護予防短期入所療養介護	2	66
計	181	2,911

※「みなし指定」を含まない。地域密着型サービスを除く。

管内窓口受付延べ件数

(令和5年度) (単位: 件)

図面相談	指定申請	加算届	更新申請	変更届等	計
237	321	15	150	102	825

現地確認実施件数

(令和5年度) (単位: 件)

事業所種別	実施件数	事業所種別	実施件数
訪問介護	24	短期入所療養介護	0
訪問入浴介護	0	短期入所生活介護	1
訪問看護	25	特定施設入居者生活介護	1
訪問リハビリテーション	0	福祉用具貸与	3
通所介護	10	特定福祉用具販売	3
通所リハビリテーション	0	居宅療養管理指導	0
計			67

※併設の介護予防事業所は同時実施のため件数に含まない。

(2) 介護員養成研修事業者指定事務

介護職員の研修課程等の見直しが行われ、平成25年度から基礎研修課程及び1級課程は「実務者研修」に一本化され、2級課程は「初任者研修」へ移行された。また、平成30年度から新たに「生活援助従事者研修」が創設されたが、指定事業者はない。

当センターでは、このうち「初任者研修」及び「生活援助従事者研修」の事業者指定事務等を行っている。

初任者研修の主な内容及び指定事業者数

(令和6年3月31日現在)

目的	カリキュラム	事業者数
介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えることができるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> ・130時間+筆記試験による修了評価(1時間程度) ・講義と演習を一体的に実施 	28事業所 講義形式 (内訳)通学24 通信14

担当区域

介護保険事業者指定事務と同じ市町及び一宮市(35市町村)

指定件数等

(令和5年度) (単位: 件)

指定申請	計画承認申請	変更申請	変更届	実績報告	その他	計
2	34	16	25	37	6	120

※その他の内訳(中止6)

(3) 老人福祉施設等の設置状況

(令和6年6月1日現在)

圏域・市町名		特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	指定介護療養型医療施設	介護医療院	養護老人ホーム	軽費老人ホーム (ケアハウス含む)	有料老人ホーム		
								計	住宅型	介護付
尾張中部	清須市	3	1	0	1	0	1	7	6	1
	北名古屋市	4	2	0	1	0	1	12	9	3
	豊山町	0	0	0	0	0	0	4	2	2
尾張東部	瀬戸市	8	1	0	1	1	2	39	33	6
	尾張旭市	4	1	0	0	1	2	23	21	2
	豊明市	4	2	0	0	0	1	4	2	2
	日進市	4	3	0	1	0	2	20	18	2
	長久手市	5	2	0	0	0	1	11	9	2
	東郷町	4	1	0	0	0	1	9	9	0
西部尾張	稲沢市	10	3	0	0	0	4	16	14	2
尾張北部	春日井市	16	5	0	1	1	3	45	37	8
	犬山市	5	3	0	1	1	1	12	11	1
	江南市	8	2	0	0	1	2	14	11	3
	小牧市	7	2	0	0	0	2	23	20	2
	岩倉市	2	1	0	0	0	1	3	3	0
	大口町	1	1	0	0	0	2	3	3	0
	扶桑町	2	1	0	0	0	0	4	3	1
合計		87	31	0	6	5	26	249	211	37

(4) 圏域保健医療福祉推進会議

医療福祉圏域における、保健・医療・福祉に関する施策について、円滑かつ効果的な実施のために、関係行政機関、関係団体、その他関係者から意見を得ること及び関係機関等相互の連絡調整を行うことにより、保健・医療・福祉の連携を図ることを目的として設置され、それぞれ基幹的保健所が会議を開催している。

当センターでは、名古屋・尾張中部、尾張東部、尾張西部、尾張北部の4圏域の事務局構成機関となっており、圏域における介護保険施設等の整備計画推進に向けた意見聴取及び連絡調整等を行っている。

ア 会議の名称、対象区域及び事務局

名 称	対 象 区 域	事 務 局	
		構 成 機 関	幹 事
名古屋・尾張中部圏域 保健医療福祉推進会議	名古屋市、清須市、 北名古屋市及び西 春日井郡の区域	医療計画課 高齢福祉課 清須保健所 尾張福祉相談センター	医療計画課担当課長、高齢福祉課担当課長、清須保健所次長、尾張福祉相談センター次長、名古屋市保健医療課長、名古屋市介護保険課長
尾張東部圏域 保健医療福祉推進会議	瀬戸市、尾張旭市、 豊明市、日進市、長 久手市及び愛知郡 の区域	瀬戸保健所 尾張福祉相談センター	保健所、福祉相談センターにあっては次長、児童相談センターにあっては児童育成課長とする。 なお、圏域内に中核市が存在する場合は、必要に応じて当該中核市の職員を加えるものとする。
尾張西部圏域 保健医療福祉推進会議	一宮市及び稲沢市の 区域	清須保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター	
尾張北部圏域 保健医療福祉推進会議	春日井市、犬山市、 江南市、小牧市、岩 倉市及び丹羽郡の 区域	春日井保健所 江南保健所 尾張福祉相談センター 一宮児童相談センター 春日井児童相談センター	

※ 会議の庶務は、名古屋・尾張中部圏域においては医療計画課及び清須保健所、尾張西部圏域においては清須保健所、それ以外の圏域においては基幹的保健所が行う。

イ 所掌事務

- ・ 地域保健対策の総合的な推進及び保健所の運営に関すること。
- ・ 愛知県地域保健医療計画の推進に関すること。
- ・ あいち福祉保健医療ビジョンの推進に関すること。
- ・ その他圏域における保健・医療・福祉の連携に関すること。

ウ 構成員

基幹的保健所の長が、議題の内容に応じ必要と認める者を招集する。
また、会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する。

エ 令和5年度の会議の開催状況

- ・ 推進会議 名古屋・尾張中部、尾張東部、尾張北部 各2回 / 尾張西部 3回

9 障害児・者福祉

障害者福祉に関する施策は、平成5年12月に施行された「障害者基本法」により、ライフステージのすべての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害者の「完全参加と平等」の実現に向けて推進されている。

平成18年4月に、障害者自立支援法が施行された。同法は、平成15年度から導入された支援費制度における「自己決定と自己選択」及び「利用者本意」という理念を継承しつつ、障害者の地域における自立した生活を支援する体制をより充実するために、障害者施策の一元化や利用者本意のサービス体系への再編、就労支援の強化、支給決定の明確化などを柱として法制化されたものである。

また、平成24年6月に「障害者自立支援法」は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、障害者の範囲に難病患者等を追加するなどの改正が行われ、平成26年4月に全面施行されている。

更に平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、平成28年4月から施行されているところであり、本県では、障害を理由とする差別解消の推進を図ることを目的として「愛知県障害者差別解消推進条例」を制定した。

本県における障害福祉施策については、平成18年度に第1期愛知県障害福祉計画（平成18年度から平成20年度）を策定し、現在は第7期愛知県障害福祉計画及び第3期愛知県障害児福祉計画（令和6年度から令和8年度）に基づき、計画の推進を図っている。

(1) 障害者に対する手当

ア 特別障害者手当

(ア) 目的

この手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第135号）による制度で、精神又は身体に日常生活において常時特別の介護を要する重度の障害を有する20歳以上の者（施設入所者、長期入院者を除く）に対し、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助として手当を支給することにより、特別障害者の福祉の増進を図る。

（所管区域：町）（事業開始：昭和61年度）

(イ) 支給要件等

（令和6年度）（単位：円）

国 分		県 加 算 分		手 当 月 額 合 計	
支 給 要 件	月 額	支 給 要 件	月 額		
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 2 級程度（一部を除く）以上の障害を重複して有する者 ・身体障害者手帳 2 級程度（一部を除く）以上の障害又は知能指数20以下の者であって、他に 3 級相当の障害を 2 つ以上有する者 ・身体障害者手帳 2 級程度（一部を除く）以上の障害又は知能指数20以下若しくはこれと同程度の障害又は病状を有する者であって、日常生活においてほぼ全面介護を必要とする者 	28,840	A 種重度障害者	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が 35 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,850	35,690
		B 種重度障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の 1 級又は 2 級の障害者 ・知能指数が 35 以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 	1,050	29,890
		C 種重度障害者	左表の国分支給要件に該当し、A 種 B 種に該当しない精神障害等の者	-	28,840

(ウ) 所得の限度額

(令和6年4月1日現在) (単位:円)

扶養親族の数	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上	
限度額	受給資格者	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	1人増すごとに 380,000円加算
	扶養義務者等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	1人増すごとに 213,000円加算

(エ) 支給時期

5、8、11、2月 (年4回)

特別障害者手当受給状況

(単位:人)

区 分	A種重度障害者	B種重度障害者	C種重度障害者	計
令和4年3月31日	17	50	3	70
令和5年3月31日	16	53	3	72
令和6年3月31日	15	56	1	72

イ 障害児福祉手当

(ア) 目的

この手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律で、精神又は身体に重度の障害を有する20歳未満（障害を事由とした年金の受給者、施設入所者を除く）の者に対し、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助として手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

(所管区域:町) (事業開始:昭和61年度)

(イ) 支給要件

(令和6年度) (単位:円)

国 分		県 加 算 分		手 当 額 計	
支 給 要 件	月 額	支 給 要 件	月 額		
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級程度（2級の一部を含む）の障害を有する者 知能指数20以下の障害を有する者 	15,690	A種重度障害児	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,900	22,590
		B種重度障害児	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 	1,150	16,840
		C種重度障害児	左表の国分支給要件に該当し、A種B種に該当しない精神障害等の者	-	15,690

(ウ) 所得の限度額

(令和6年4月1日現在) (単位:円)

扶養親族の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
限度額	受給資格者	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	1人増すごとに380,000円加算
	扶養義務者等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	1人増すごとに213,000円加算

(エ) 支給時期

5、8、11、2月(年4回)

障害児福祉手当受給状況

(単位:人)

区分	A種重度障害者	B種重度障害者	C種重度障害者	計
令和4年3月31日	12	10	1	23
令和5年3月31日	11	8	1	20
令和6年3月31日	11	13	2	26

ウ 経過的福祉手当

(ア) 目的

この手当は、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による制度で、従来の福祉手当の受給者であって、特別障害者手当に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない20歳以上の者(施設入所者を除く)に対し、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助として手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。(所管区域:町)

(イ) 支給要件等

(令和6年度)(単位:円)

国分			県加算分		手当 月額 合計
支給要件	月額		支給要件	月額	
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1級程度(2級の一部を含む)の障害を有する者 知能指数20以下の障害を有する者 	15,690	A種重度障害者	1級又は2級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	6,900	22,590
		B種重度障害者	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 	1,150	16,840
		C種重度障害者	左表の国分支給要件に該当し、A種B種に該当しない精神障害等の者	-	15,690

(ウ) 所得の限度額

(令和6年4月1日現在) (単位:円)

扶養親族の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上
限度額	受給資格者	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000	1人増すごとに 380,000円加算
	扶養義務者等	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	7,175,000	1人増すごとに 213,000円加算

(エ) 支給時期

5、8、11、2月(年4回)

経過の福祉手当受給状況

(単位:人)

区分	A種重度障害者	B種重度障害者	C種重度障害者	計
令和4年3月31日	0	2	0	2
令和5年3月31日	0	2	0	2
令和6年3月31日	0	2	0	2

エ 特別児童扶養手当

(ア) 目的

家庭において介護されている身体または精神に障害のある児童(20歳未満)の保護者に手当を支給することにより障害児の福祉の増進を図る。

(所管区域:市町) (事業開始:昭和39年度)

(イ) 支給要件

- ① 身体または精神に重度の障害がある20歳未満の児童(1級該当児)
[療育(愛護)手帳A(1・2度)程度、身体障害者手帳1・2級程度]
- ② 身体または精神に中度の障害がある20歳未満の児童(2級該当児)
[療育(愛護)手帳B(3度)程度、身体障害者手帳3・4(一部)級程度]

(ウ) 所得の限度額

(令和6年4月1日現在) (単位:円)

扶養親族等の数		0 人	1 人	2 人	3 人	4人以上
限度額	受給資格者	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	1人増すごとに 380,000円加算
	配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	1人増すごとに 213,000円加算

(エ) 手当額

1級該当者 1人月額 55,350円
2級該当者 1人月額 36,860円

(オ) 支給時期

4、8、11月(年3回)

特別児童扶養手当受給状況

(単位：人)

区 分	受給者数 (支給停止者除く)	支給停止 者数	受給対象障害児数				
			級 別	身体障害児	精神障害児	重複障害児	計
令和4年3月31日	3,872	556	1 級	203	1,264	22	1,489
			2 級	257	2,499	0	2,756
			計	460	3,763	22	4,245
令和5年3月31日	4,009	598	1 級	221	1,277	32	1,530
			2 級	233	2,664	0	2,897
			計	454	3,941	32	4,427
令和6年3月31日	4,059	677	1 級	212	1,282	33	1,527
			2 級	227	2,748	0	2,975
			計	439	4,030	33	4,502

オ 在宅重度障害者手当

(ア) 目的

県内に住所を有する在宅の重度障害者に、その重度の障害ゆえに生ずる負担の一助となるよう県単独で手当を支給し、その福祉の増進を図る。

(所管区域：市町) (事業開始：昭和45年度)

(イ) 支給要件等

(令和6年度) (単位：円)

支 給 要 件		手当月額
1 種重度障害者	1 級又は 2 級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者	15,500
2 種重度障害者	ア 身体障害者手帳の1級又は2級の障害者 イ 知能指数が35以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ウ 3級の身体障害者手帳を有し、かつ知能指数が50以下と判定され、療育手帳の交付を受けた者 ※但しア・イ・ウいずれも平成20年4月1日以降、65歳以上で新たに手帳を取得した者を除く	6,750

(ウ) 所得の制限

本人 3,604,000 円、 扶養義務者 6,287,000 円 (課税標準額)

(エ) 支給時期

4、8、12月 (年3回)

在宅重度障害者手当受給状況（支給停止除く）（単位：人）

区 分	市 町 別	1種重度障害者	2種重度障害者	計
令和4年3月31日	市	169	14,028	14,197
	町	10	836	846
	計	179	14,864	15,043
令和5年3月31日	市	171	13,902	14,073
	町	11	835	846
	計	182	14,737	14,919
令和6年3月31日	市	173	13,679	13,852
	町	12	825	837
	計	185	14,504	14,689

カ 心身障害者扶養共済制度

(ア) 目的

心身障害者を扶養している保護者にとって最大の不安は、自己の死亡後に残された障害者の生活問題である。

このような保護者の不安を軽減するため、その保護者が健康なうちに掛金を拠出することによって、その保護者の死亡又は重度障害となった場合に障害者に年金を支給することにより生活の不安をやわらげる。（事業開始：昭和45年度）

(イ) 掛 金

保護者（加入者） 1口 9,300円～23,300円（加入時の年齢によって固定）
2口まで加入できる。

(ウ) 給付金

- ①年 金 1口加入の場合 月額20,000円 2口加入の場合 月額40,000円
- ②弔慰金（保護者の生存中、障害者が死亡したとき支給。ただし、加入期間が1年以上の者）
1口加入の場合 30,000円～250,000円
2口加入の場合 付加期間によって上記の額が増額。
- ③脱退一時金（加入者が任意で脱退したとき支給。ただし、加入期間が5年以上の者）
1口加入の場合 45,000円～250,000円
2口加入の場合 加入期間によって上記の額が増額。

心身障害者扶養共済制度加入状況

（令和6年3月31日現在）（単位：人）

町 名	加入者数	町 名	加入者数
東 郷 町	8	大 口 町	14
豊 山 町	6	扶 桑 町	10
		計	38

(2) 障害保健福祉圏域会議

愛知県では、障害保健福祉圏域内における障害者等の相談支援体制等に関する課題の共有、課題の解決に向けた協議の場として、平成21年度から各圏域に「障害保健福祉圏域会議」を設置することとし、当センター管内では、尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部圏域に協議の場を設置している。

ア 障害保健福祉圏域会議の組織・開催状況

(令和6年度)

名称	対象区域	構成員	会議の庶務	令和5年度開催状況
尾張中部障害保健福祉圏域会議	清須市・北名古屋市 ・豊山町	・市町障害福祉担当職員 ・相談支援従事職員 ・就労・生活支援センター職員	尾張福祉相談センター	圏域会議 1回
尾張東部障害保健福祉圏域会議	瀬戸市・尾張旭市 豊明市・日進市 長久手市・東郷町	・障害福祉サービス事業所職員	尾張福祉相談センター	圏域会議 2回
尾張西部障害保健福祉圏域会議	一宮市・稲沢市	・尾張各地域アドバイザー ・管轄保健所職員 ・県障害福祉課職員	尾張福祉相談センター	圏域会議 2回
尾張北部障害保健福祉圏域会議	春日井市・犬山市 江南市・小牧市 岩倉市・大口町 扶桑町	・尾張福祉相談センター職員 ・その他必要と認める者	尾張福祉相談センター	圏域会議 1回

イ 協議事項

- ・ 地域の相談支援体制に関すること。
- ・ 市町自立支援協議会の運営に関すること。
- ・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画における圏域の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量、利用実績及び提供体制の状況等に関すること。
- ・ 地域のネットワーク構築に関すること。
- ・ 困難事例への対応に関すること。
- ・ 地域における専門的支援（権利擁護、就労支援、地域生活移行・定着支援等）に関すること。
- ・ その他圏域会議の目的を達成するために必要な事項。

ウ 構成員

尾張福祉相談センター長が協議事項の内容に応じ、必要と認める者を招集する。会議の議長は、構成員の互選により選出する。

第3 企画・児童指導課、児童相談課

(中央児童・障害者相談センター〈児童部門〉)

1 企画・児童指導課、児童相談課の概要

企画・児童指導課、児童相談課は、児童福祉法第12条に基づく「児童相談所」として尾張地域の9市町（瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町）を管轄し、原則18歳未満の児童にかかる相談に応じている。

なお、行政機関としては、「中央児童・障害者相談センター」の児童部門に位置づけられている。

2 企画・児童指導課、児童相談課の業務

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は、子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置されている行政機関である。

かつては、あらゆる児童家庭相談について児童相談所が対応することとされてきたが、平成16年の児童福祉法改正により、平成17年4月から、児童家庭相談に応じることが市町村の業務として法律上明確にされた。住民に身近な市町村において、虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組みを求めつつ、児童相談所の役割を専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援に重点化し、全体として地域における児童家庭相談体制の充実を図ることとされ、当センターとしても、地域における各機関が相互の役割や業務の内容等について正しく理解し、子どもや家庭の問題に対し共通の認識のもとに一体的な援助活動が行えるよう、市町村における要保護児童対策地域協議会運営の支援など、市町村とともに関係機関のネットワーク化を推進してきた。

平成28年6月3日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」においては、市町村・都道府県（児童相談所）・国の役割と責務が明確化され、市町村は施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援など、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を行うこととされた。そして、児童相談所は市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を越えた広範囲な対応が必要な事例への対応を行うことを業務とし、一時保護や施設入所等の行政処分としての措置等を行うこととされた。

平成30年12月には、全国で相次ぐ児童虐待死事件を受け、国から「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）が出され、児童相談所と市町村の体制強化及び専門性強化が図られた。配置基準の見直しにより児童福祉司等が増員され、当センターにおいては令和2年度から市町村支援児童福祉司及び保健師が、令和3年度からは里親養育支援児童福祉司が配置された。しかし依然として全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加しており、児童虐待防止対策をさらに推進していくため、令和4年12月には国から「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が出され、さらなる児童福祉司の増員等が目標として掲げられ、体制強化と専門性向上が求められている。

○市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

○相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行う機能（児童福祉法第12条第2項）

○一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（児童福祉法第33条）

○措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員（主任児童委員を含む）、市町村等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関に入所若しくは委託させ、又は里親等に委託する等の機能（児童福祉法第26条、第27条）

○民法上の権限

親権者の親権喪失、親権停止等の審判等の請求等、未成年後見人選任及び解任の請求を家庭裁判所に対して行うことができる。（児童福祉法第33条の7、第33条の8第1項、第33条の9）

○里親支援

里親に関する普及啓発、里親に対する相談援助、里親の選定及び里親と児童との間の調整、養子縁組に関する相談援助等を行う。（児童福祉法第11条第1項2号）

(1) 相談種別地区別受付件数

（令和5年度）（単位：件）

区分	養護相談		保健	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	発達障害	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
	児童虐待	その他															
令和5年度	瀬戸市	136	101	0	0	0	15	110	9	2	3	4	2	4	0	0	386
	尾張旭市	91	68	1	0	0	6	99	10	2	1	4	1	4	6	1	294
	豊明市	63	39	0	0	0	10	71	5	6	8	1	0	0	4	0	207
	日進市	79	37	0	1	0	7	94	10	2	2	3	0	4	6	0	245
	清須市	125	49	0	0	0	1	85	8	8	0	9	0	4	6	0	295
	北名古屋市	139	50	0	0	0	2	72	13	2	5	11	0	4	9	2	314
	長久手市	68	34	0	0	0	1	69	7	1	2	7	2	2	2	1	201
	東郷町	46	28	0	0	0	1	49	9	0	1	1	1	2	1	1	143
	豊山町	28	40	0	0	0	0	12	2	1	0	2	0	4	1	0	90
	管外	5	33	0	0	0	0	3	0	0	0	2	5	0	1	6	55
	小計	780	479	1	1	0	4	52	664	73	24	22	44	11	28	36	11

(2) 相談種別対応状況

(令和5年度) (単位: 件)

区 分	面接指導			児童福祉司指導	市町村指導委託	市町村送致	家庭裁判所送致	訓戒・誓約	児童福祉施設入所	医療機関委託 指定発達支援	里親委託	障害児入所施設等への 利用契約	その他	合計	
	助言指導	継続指導	あつせん 他機関												
養護	虐待	608	64	6	0	0	87	0	0	14	0	0	0	2	781
	その他	392	33	42	0	0	2	0	0	15	0	6	2	14	506
保健		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
肢体不自由		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
視聴覚障害		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達障害等		6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
重症心身障害		45	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	5	0	52
知的障害		661	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	666
発達障害		88	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	91
ぐ犯行為等		19	3	2	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	28
触法行為等		0	2	0	4	0	0	0	8	1	0	0	0	1	16
性格行動		152	6	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	169
不登校		10	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
適性		27	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
育児・しつけ		76	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78
その他		26	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35
合計		2,112	110	80	6	0	89	1	8	31	2	6	8	21	2,474

(3) 児童福祉施設等への措置等の状況

(令和5年度) (単位：人)

区 分		乳	児	福入	医入	指医	児	児	里	フ	合
		児	童	祉	療	定	童	童	親	ア	計
		院	養	所	所	療	心	自		ミ	
		設	護	障	障	機	理	立		リ	
		設	施	害	害	支	治	支		ー	
		設	施	施	施	援	療	援		ホ	
		設	設	設	設	関	施	施		ーム	
		設	設	設	設		設	設			
4年度末措置人員		4	51	24	1	2	8	4	23	0	117
5年度	措置人員	7	16	5	1	2	2	1	5	0	39
	解除人員	5	16	7	1	3	3	3	9	0	47
5年度末措置人員		6	51	22	1	1	7	2	19	0	109

(注)措置変更による入所・退所を含む。

(4) 里親

○里親制度

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(要保護児童)の委託を受けその家庭で養育する制度。

○里親の種類

養育里親：様々な事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親

専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親

親族里親：実親が死亡、行方不明、拘禁、疾病等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親

養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親

○里親登録及び委託状況

(令和5年度) (単位：世帯)

		4年度末	委託開始	委託解除	5年度末
認定及び登録里親数		98	8	3	103
児童が委託されている里親数		23	7	8	22
養育里親	登録里親数	97	8	3	102
	委託里親数	20	6	6	20
専門里親	登録里親数	5	0	1	4
	委託里親数	4	0	1	3
親族里親	認定里親数	0	0	0	0
	委託里親数	0	0	0	0
養子縁組里親	登録里親数	51	2	1	52
	委託里親数	1	1	2	0

(注)重複登録している里親がいるため、認定及び登録里親数と児童が委託されている里親数は内訳数の計と一致しない。

(注)4年度末時点の数について 前回作成後に一部変動があったため、昨年度の数値を修正。

(5) 療育手帳・証明書等申請交付状況

(令和5年度) (単位: 件)

年度	療育手帳				特別児童 扶養手当	障害児 福祉手当	その他
	A判定	B判定	C判定	小計			
令和5年度	206	139	284	629	57	102	172

(注1) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、その他は障害福祉サービスの受給のため、
又は保護者等からの照会による診断書、証明書等の発行数

(注2) 療育手帳は交付・再交付・再判定の合計

(6) 一時保護状況

(令和5年度) (単位: 件・日)

区 分	養 護		ぐ犯・触法		その他		合 計	
	実件数	延日数	実件数	延日数	実件数	延日数	実件数	延日数
一時保護所	87 (44)	1,386 (554)	2	14	1	24	90 (44)	1,424 (554)
児童福祉施設	160 (83)	2,338 (1,355)	4	39	0	0	164 (83)	2,377 (1,355)
警 察	52 (21)	52 (21)	1	1	1	1	54 (21)	54 (21)
里 親	39 (4)	422 (49)	0	0	0	0	39 (4)	422 (49)
そ の 他	20 (3)	691 (67)	1	56	1	15	22 (3)	762 (67)

(注) 養護の()内は、虐待の再掲。

(7) 電話相談 (子ども・家庭110番)

児童がいる家庭等の悩みや問題等に対して電話相談を通して早期の適切な援助を目的とするもので、平成元年10月1日から実施している。

(令和5年度) (単位: 件)

区 分	養 護	虐 待	保 健	障 害	非 行	育 成	その他	計
件 数	38	0	1	22	2	170	24	257

第4 障害者相談課

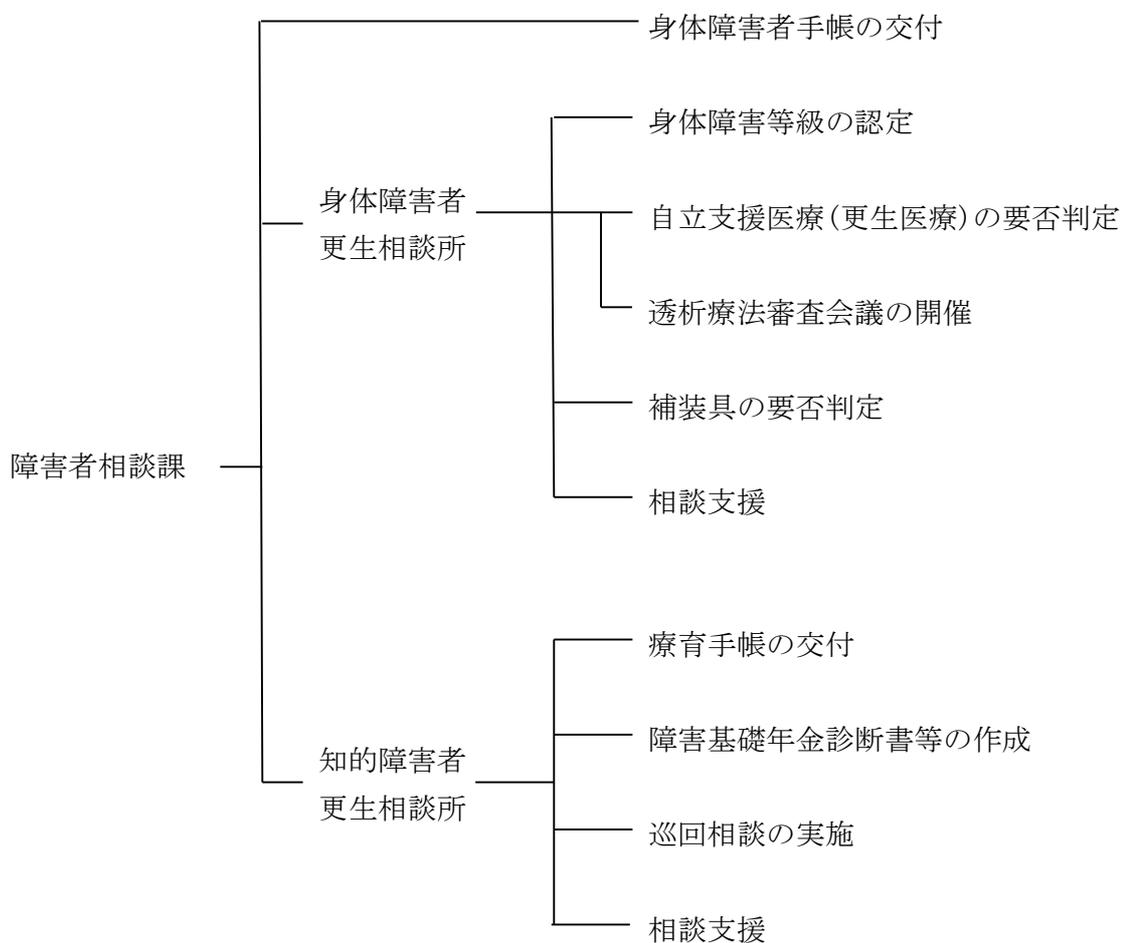
(中央児童・障害者相談センター<障害者相談部門>)

1 障害者相談課の概要

障害者相談課は、身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」及び知的障害者福祉法第12条に基づく「知的障害者更生相談所」として、尾張、海部、知多地域の35市町村（名古屋市を除く。）を管轄し、身体障害者手帳の交付、自立支援医療（更生医療）の要否判定、補装具の要否判定、療育手帳の交付などの業務を行っている。

なお、行政機関としては、「中央児童・障害者相談センター」の障害者相談部門に位置づけられている。

(1) 主な業務



(2) 令和5年度相談実績

ア 身体障害者相談

(ア) 相談内容別件数

(単位：件)

区分	身障手帳	医学診断	更生医療	補装具	その他	計
件数	8,940	5,481	4,527	1,624	2	20,574
構成比%	43.5	26.6	22.0	7.9	0.0	100.0

(イ) 判定内容別件数

(単位：件)

区分	等級診断	医学判定	更生医療	補装具	その他	計
件数	8,862	193	4,813	1,563	2	15,433
構成比%	57.4	1.3	31.2	10.1	0.0	100.0

イ 知的障害者相談

(ア) 相談内容別件数

(単位：件)

区分	療育手帳	生活	職業	施設	その他	計
件数	2,231	112	28	0	17	2,388
構成比%	93.4	4.7	1.2	0.0	0.7	100.0

(イ) 判定内容別件数

(単位：件)

区分	医学的判定	心理学的判定	職能的判定	計
件数	121	2,039	0	2,160
構成比%	5.6	94.4	0	100.0

2 障害者相談課の業務

(1) 身体障害者手帳の交付（身体障害等級の認定）

身体障害者福祉法別表に規定する身体上の障害がある者について、指定医が作成した診断書に基づき障害等級の認定を行い、身体障害者手帳を交付する。

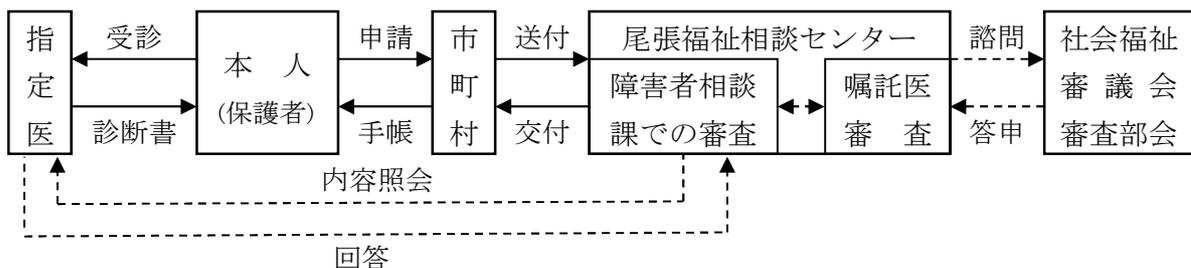
〔根拠法令〕 身体障害者福祉法第15条第4項

都道府県知事は、申請に基づいて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

<身体障害者福祉法別表>

- ① 視覚障害…両眼の矯正視力がそれぞれ0.1以下のものなど
- ② 聴覚、平衡機能障害…両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のものなど
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害…それぞれの機能の喪失など
- ④ 肢体不自由…一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害など
- ⑤ 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害

[業務の流れ]



[身体障害の種別と等級]

種別		等級	<div style="display: flex; align-items: center;"> 重度 ← → 軽度 </div>							
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	(7級)	
外部 機能 障害	視覚障害		○	○	○	○	○	○	—	
	聴覚・平衡 機能障害	聴覚障害	—	○	○	○	—	○	—	
		平衡機能障害	—	—	○	—	○	—	—	
	音声・言語・そしゃく機能障害		—	—	○	○	—	—	—	
	肢 体 不 自 由	上肢・下肢機能障害		○	○	○	○	○	○	△
		体幹機能障害		○	○	○	—	○	—	—
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		○	○	○	○	○	○	△		
内部 障 害	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障害		○	—	○	○	—	—	—	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		○	○	○	○	—	—	—	

(注) 7級については、単一の障害では手帳は交付しないが、7級に該当する障害が2以上重複する場合に6級の手帳を交付する。

[身体障害者手帳新規交付件数の推移]

(単位：件)

区分		令和3年度	4年度	5年度	構成比%
身障手帳新規交付件数		5,537	5,602	5,686	100.0
障 害 別 内 訳	視覚障害	240	338	317	5.6
	聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく障害	446	453	442	7.8
	肢体不自由	1,804	1,787	1,861	32.7
	内部障害	3,047	3,024	3,066	53.9

[令和5年度 障害別・等級別身体障害者手帳新規交付件数]

(件)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比%	
視覚障害	59	140	19	33	64	2	317	5.6	
聴覚障害	1	7	39	101	0	226	374	6.6	
平衡機能障害	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
音声・言語機能障害 そしゃく機能障害	0	2	50	16	0	0	68	1.2	
肢体不自由	上肢不自由	535	174	70	27	25	24	855	15.0
	下肢不自由	55	53	54	136	41	28	367	6.5
	体幹	193	232	171	0	42	0	638	11.2
	移動機能	0	0	0	0	1	0	1	0.0
	小計	783	459	295	163	109	52	1,861	32.7
内部障害	心臓機能	872	0	174	78	0	0	1,124	19.8
	腎臓機能	79	0	214	602	0	0	895	15.7
	呼吸器機能	41	0	270	51	0	0	362	6.4
	膀胱・直腸機能	0	0	9	615	0	0	624	11.0
	小腸機能	2	0	1	2	0	0	5	0.1
	免疫機能	0	13	9	3	0	0	25	0.4
	肝臓機能	10	6	5	10	0	0	31	0.5
小計	1,004	19	682	1,361	0	0	3,066	53.9	
合計	1,847	627	1,085	1,674	173	280	5,686		
構成比%	32.5	11.0	19.1	29.5	3.0	4.9			

(注) 障害区分については、代表部位で計上。

構成比は端数処理の関係で合計が100にならない場合がある。

(2) 自立支援医療(更生医療)の要否判定

市町村が行う自立支援医療(更生医療)費の支給の要否について判定を行う。

<更生医療>身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うもの。

[根拠法令] 障害者総合支援法第74条第1項

市町村は、支給認定又は自立支援医療費を支給しない旨の認定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

[自立支援医療(更生医療)の支給例]

区分	支給例
腎臓機能障害	人工透析療法、腎移植術(抗免疫療法含む。)など
心臓機能障害	大動脈冠動脈バイパス術、弁置換術、ペースメーカー植込み術など
肢体不自由	人工関節置換術、関節形成術など
その他	口唇口蓋形成術、肝臓移植術(抗免疫療法含む。)、抗HIV療法など

〔自立支援医療(更生医療)の要否判定件数の推移〕

(単位：件)

区分		令和3年度	4年度	5年度	構成比%
腎臓機能障害	人工透析	3,755	3,699	3,635	75.7
	免疫抑制等	590	597	653	13.6
心臓機能障害		227	211	212	4.4
肢体不自由		6	6	5	0.1
免疫機能障害		239	255	269	5.6
その他		30	25	29	0.6
計		4,847	4,793	4,803	100.0

(3) 透析療法審査会議の開催

市町村が行う自立支援医療(更生医療)のうち、腎臓機能障害に係る人工透析療法が適正に給付されるよう、「愛知県透析療法審査会議」を開催し、人工透析療法の開始・継続の要否や開始時期などについて審査を行う。

〔根拠〕 愛知県透析療法審査会議設置要領

○設置時期 昭和57年2月1日

○構成員 医師6名(任期2年)

○開催状況 毎月1回開催

〔審査件数の推移(本センター分)〕

(単位：件)

区 分		令和3年度	4年度	5年度
審査件数		3,755	3,699	3,635
内 訳	審査会議での審査件数	1,066	1,092	933
	その他の審査件数	2,689	2,607	2,702

(4) 補装具の要否判定

市町村が行う補装具費の支給にあたり、補装具の購入・修理・借受けについて、障害の状態や生活環境等を考慮して要否判定を行うとともに、作製された補装具の操作性や身体適合性などについて確認を行う。

〔根拠法令〕 障害者総合支援法第76条第3項

市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者更生相談所その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

〔補装具の種目〕 義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、重度障害者用意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器など

[補装具の要否判定件数の推移]

(単位：件)

区分	令和3年度	4年度	5年度
補聴器	419	429	503
車椅子・電動車椅子	297	277	210
装 具	563	431	487
義 足	158	177	178
座位保持装置	120	149	157
意思伝達装置	18	12	9
義手	12	10	17
その他	16	3	2
計	1,603	1,488	1,563

(5) 療育手帳の交付

18歳以上の知的障害者について、来所又は巡回により、知能検査、日常生活能力や介護度の評価を行い、療育手帳を交付する。

[根 拠] 愛知県療育手帳制度実施要綱

[判定区分]

区分	程度	知能指数	備 考
A	最重度	I Q20 以下	・知能指数のほかに、日常生活能力や介護度を勘案して、障害程度を判定する。 ・障害程度を確認するために、一定期間ごとに再判定を実施する。
	重 度	I Q21～35	
B	中 度	I Q36～50	
C	軽 度	I Q51～75	

[療育手帳交付件数の推移]

(単位：件)

区分		令和3年度	4年度	5年度
療育手帳	新 規	127	154	121
	再判定	1,721	1,796	1,572
	再交付	200	182	209
計		2,048	2,132	1,902

(6) 障害基礎年金診断書等の作成

知的障害者の障害基礎年金診断書や特別児童扶養手当診断書の作成、就労支援のための判定書の交付などを行う。

〔年金診断書等交付件数の推移〕

(単位：件)

区分	令和3年度	4年度	5年度
年金等診断書	115	99	96
判定書	705	475	506
計	820	574	602

(7) 巡回相談の実施

要介護度が高いなどの理由によりセンターに来所することが困難な知的障害者及びその保護者を対象に、身近な地域に出向いて巡回相談を実施する。

〔根拠〕 知的障害者巡回相談実施要領

〔内容〕 療育手帳の相談判定、障害基礎年金診断書等の作成など

〔実施状況〕 年30回

(一宮市10回、瀬戸市2回、半田市12回、春日井市3回、津島市3回)

〔相談実人員〕 令和5年度 73人 (1回平均 2.4人)

3 参考資料

(1) 管内身体障害者手帳所持者数 (令和6年4月1日現在) (単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
管内合計	24,342	12,180	19,063	19,389	5,211	4,745	84,930
構成比%	28.7	14.3	22.5	22.8	6.1	5.6	100.0

(2) 管内療育手帳所持者数(18歳以上) (令和6年4月1日現在) (単位：人)

区分	A(重度)	B(中度)	C(軽度)	計
管内合計	6,758	5,044	5,249	17,051
構成比%	39.7	29.6	30.7	100.0

(3) 身体・知的障害者更生相談所業務の概要

	国 【制度設計】	県【広域事務・連絡調整】		市町村 【援護の実施】
		本 庁	更生相談所	
身体障害者 更生相談所 の設置運営	○身体障害者福祉法 第 11 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
身体障害者 手帳の交付	○身体障害者福祉法 第 15～17 条	○法施行細則制定 ○社会福祉審議会 ○医師の指定	○身障手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付
障害程度 認 定	○障害程度等級表 ○認定基準、認定要 領、疑義解釈	○認定基準、認定 要領等制定 ○身障審査部会 ○異議申立対応	○障害程度の認定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・身障審査部会	○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定
自立支援 医 療 (更生医療)	○障害者総合支援法 第 52～75 条 ○支給認定実施要綱	○実施要綱の制定 ○医療機関の指定 ○医療費審査支払 ○透析審査会議	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ・透析審査会議	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 ・支給決定
補 装 具	○障害者総合支援法 第 76 条 ○補装具の種目及び 費用額等の基準 ○事務取扱指針	○事務処理要領の 制定 ○市町村への情報 提供・連絡調整	○要否判定 ・事務的審査 ・嘱託医審査 ○適合判定 ○市町村、補装具業 者等への助言	○支給事務 ・申請受付 ・更生相談所へ依頼 (一部種目) ・適合確認 ・支給決定
知的障害者 更生相談所 の設置運営	○知的障害者福祉法 第 12 条 ○設置運営基準 ○更生相談所のあり 方の検討	○更生相談所設置 ○市町村への情報 提供・連絡調整 ○人材育成	○市町村支援 ・専門的な相談支援 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・専門的技術的援助	○更生援護の実施 ○相談支援事業所と の連携 ○自立支援協議会の 運営
療育手帳の 交 付	○療育手帳制度要綱 ○運用通知	○実施要綱の制定 ○異議申立対応	○障害程度の判定 ・医学的、心理学的、 職能的判定 ・調査表判定 ○療育手帳交付 ○再交付、返還、住 所変更等の処理	○手帳交付事務 ・申請受付 ・更生相談所へ送付 ・手帳交付 ○障害者総合支援法 に基づく障害支援 区分の認定

(4) 本県における身体・知的障害者更生相談所の沿革

年	身体障害者更生相談所	知的障害者更生相談所
昭和 28	○身体障害者更生相談所設置（日赤愛知県支部内）	
昭和 30	○移転（県医師会館内）	
昭和 33	○移転（県社会福祉会館内）	
昭和 35		○精神薄弱者更生相談所設置（県社会福祉会館内）
昭和 38	○移転（健身会館内）	○移転（健身会館内）
昭和 44		○移転（中央児童相談所内）
昭和 52	○心身障害者更生相談所設置（小坂井町） ※管轄区域を分割	○心身障害者更生相談所設置（小坂井町） ※管轄区域を分割
平成 14	○中央、西三河、東三河の児童・障害者相談センターに再編 ※管轄区域を分割	
平成 15	○町村の身体障害者手帳事務を県事務所から 3センターへ移行	
平成 20	○尾張、西三河、東三河の福祉相談センターに統合	
〃	○海部、知多、豊田加茂、新城設楽の 4センターに障害者相談機能を付加	

(5) 身体障害者手帳発行機関の推移

	昭 25	昭 43	昭 51	平 14	平 15
市部	本 庁	身体障害者更生相談所	心身障害者更生相談所	中央児童・障害者相談センター	
				西三河児童・障害者相談センター	
				東三河児童・障害者相談センター	
町村部	本 庁	尾張事務所		中央児童・障害者相談センター	
		海部事務所			
		知多事務所			
		西三河事務所		西三河児童・障害者相談センター	
		豊田事務所	豊田加茂事務所		
		足助事務所		東三河児童・障害者相談センター	
		設楽事務所	新城設楽事務所		
		新城事務所			
			東三河事務所		
政令中核市	名古屋市				
			平 10～	豊田市	
			平 11～	豊橋市	
			平 15～	岡崎市	
			令 3～	一宮市	

令和6年度 尾張福祉相談センター事業概要
令和6年7月発行

編集発行 愛知県尾張福祉相談センター
〒460-0001
名古屋市中区三の丸二丁目6番1号
電 話 052-961-7211 (代表)